

# 令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨に係る

## 鴨川市災害対策本部機能の検証結果 概要版

令和2年5月 鴨川市台風被害復興本部

### 1 検証実施の経緯

令和元年9月8日に接近した台風15号はその強い勢力により多くの住家被害をもたらすとともに、倒木等に起因する大規模かつ長期の停電を発生させたことにより、本市においては市制施行以来初めてとなる激甚災害の指定を受けるに至った。

続く台風19号、そして10月25日の大雨と大規模災害に見舞われ、この間の本市災害対策本部の対応については、市役所内外から広範な意見があったところである。

については、今回の対応を自ら振り返り、今後の災害対応の向上に資することを目的として、鴨川市台風被害復興本部において検証を実施することとした。

### 2 検証の対象とした災害及びその内容

- (1) 令和元年台風第15号《令和元年房総半島台風》
- (2) 令和元年台風第19号《令和元年東日本台風》
- (3) 令和元年10月25日の大雨

### 3 検証の視点、考え方

検証の目的は、今後に向けて地域防災計画を改定するための基礎とすることにある。

このため、地域防災計画のうち「風水害編」について、編、章、節ごとに、計画内容と実際の災害対応を対照し、対応の問題点や地域防災計画の改善箇所、今後の課題等を明らかにしていく。

### 4 検証結果

#### (1) 災害応急活動体制

##### ① 配備体制

- ・9月9日午前2時に第3配備（災害対策本部設置）としたが、同日午前11時に災害警戒本部へ切り替えた。その後、9月11日に再び災害対策本部を設置した。
- ・対策本部が設置されていない間、各班が効率的に機能していたとは言えない。

⇒ 市全体の被害状況の把握に努め、正確な情報をもって体制を決定

##### ② 職員の動員

- ・勤務時間外の動員は職員参集メール、連絡網での連絡により行われたが、動員報告が一部に止まり、参集職員の動員状況が全体的に把握されていなかった。

⇒ 参集職員の報告と確認を行う体制を整備

##### ③ 災害警戒本部

- ・本庁以外の職員は各事務所で対処しており、市役所に登庁していなかった。
- ・災害警戒本部は災害対策本部に準じて運営するとされているが、そのように運営されていなかった。

⇒ 現実の体制を検討して計画を改めるとともに、計画に則して運営するように改善

#### ④ 災害対策本部

- ・ 9月9日の災害対策本部設置の際は会議が開かれず、9月11日の再設置以降は本部全体で情報共有、対策の指示等が行われた。
- ・ 会議の結果が全庁に周知される時期が翌日以降となり、情報の伝達が遅れた。

⇒ 災害対策本部においては、一定期間、本部員又は代理が常駐し、事案発生のおつど、意思決定できる体制に改善

⇒ 本部及び各班の動きを把握できるようにするため、情報の整理等について訓練を実施

- ・ 市民等外部からの電話は、財政課が市役所代表電話で対応した。
- ・ 情報が集約されず、本部への情報の一元化がなされなかった。
- ・ 情報班の具体的な業務内容が共有されていない。

⇒ 災害対応のための専用電話を設置

⇒ 情報班の分掌事務の明確化

- ・ 9月11日の災害対策本部設置以降は基本的に第3配備が継続されていた。
- ・ 状況に応じて職員の動員を2分の1又は夜間各班1人とするなど弾力的な対応がとられたが、地域防災計画ではこうした対応を想定していない。

⇒ 職員の弾力的な動員を可能とするなど配備体制・運用の見直し

- ・ 配備に伴う職員の服務関係が明示されていない。

⇒ 配備発令に伴う時間外の勤務に手当を支給するなど、服務を明確化

- ・ 災害対策本部の事務分掌が見直されておらず、現行の組織に対応していない点がある。

⇒ 本部事務局組織及び各班の事務分掌を変更

- ・ 台風15号の際、停電により多くの市施設において災害応急業務の実施に支障が生じ、通常業務も縮小・中断を余儀なくされた。

⇒ 非常時に実施すべき業務を着実に遂行するため、効果的な非常電源を確保

## (2) 情報収集伝達

### ① 情報連絡体制

- ・ 9月9日未明から市内全域で大規模な停電が発生し、解消まで約2週間を要した。

- ・一般加入電話や携帯電話の多くが通話不可となり、防災行政無線も使用不能となったため、広報車、安全・安心メール及び防災ラジオを中心に運用した。
- ・防災行政無線は24時間で子局のバッテリーが尽き、放送できない状態となった。
- ・広報車による放送は聞き取れないとする意見が多く寄せられた。
- ・安全・安心メールは防災ラジオを含む音声情報と連動しなければならず、メールのみの発信が制限される。

⇒ 防災行政無線の停電対策の実施

⇒ 広報車による放送について、事前の周知活動の実施

⇒ 安全・安心メール及び防災ラジオ等の運用の見直し

⇒ 防災ラジオの普及促進

② 気象情報等の伝達手段 ※該当なし

③ 被害情報の収集・調査

- ・住家被害の調査は、地域防災計画には調査班の担当だが、情報班が市政協力員及び消防団を通じて実施し、一方で、福祉班が生活支援のための調査を重複して実施した。
- ・調査班による住家調査活動は、県から招聘したコーディネーターによる調整の後、具体的に開始された。
- ・それ以外の調査は、関係機関との連携等により各班で実施された。
- ・地域防災計画に則した分掌で調査が実施されず、また、それぞれの調査が人員不足となるなど、非効率な動きとなった。

⇒ 発災後、市全体で被害状況を把握した上で個別調査体制を整備

⇒ 調査に係るコーディネーターの派遣を直ちに要請

④ 災害報告

- ・県への報告は防災情報システムによって行っており、非常用電源が確保されているため、支障はなかった。
- ・県では、他市町村において県との通信途絶があった可能性を指摘し、システムに頼った情報連絡を問題としている。

⇒ システムが利用できない場合を想定した県への報告手段の確保

(3) 災害広報・広聴活動

① 市の行う広報

- ・防災行政無線及び安全・安心メール等の運用に制限があったため、広報連絡班において関連情報を収集し、避難所にお知らせを掲出した。また、停電により防災行政無線が聞こえなくなる地域では広報車による放送を実施したほか、ホームページやSNSを活用して情報を提供した。

- ・防災行政無線が聞こえるか否かを広報連絡班が把握する必要があった。
- ・防災行政無線等は、状況に変化がなくとも定期的に放送するよう求める意見が寄せられた。
- ・市ホームページ等は、アクセスの集中で閲覧できない状態が続いた。

⇒ 情報発信手段としてSNSを積極的に利用

※その他、(2)①のとおり

## ② 避難所での広報

- ・避難所にお知らせを掲出したほか、避難所職員が避難所利用に関する広報連絡に対応した。
- ・避難所の運営には多くの意見が寄せられている。

⇒ 避難所運営マニュアル等の全面的な見直し

## ③ 報道機関への対応

- ・報道機関から多くの取材があったが、取材対応に係るルールがなく、その都度対応しなければならなかった。

⇒ 取材対応の効率化、職員負担の軽減を図るため、あらかじめ報道機関の対応を決定

## ④ 被災者相談

- ・9月23日から本庁舎1階に被災者相談窓口を設置したほか、同階の各課において被災者の相談、案内等にあたった。
- ・発災2週間後の設置となり、しかも案内のみの窓口であった。

⇒ 各班の分担により職員を確保することなどにより、早期かつ効率的に被災者相談窓口を設置する体制等を検討

## (4) 災害救助法の適用 ※検証対象外

## (5) 広域応援・自衛隊派遣要請

### ① 自治体等への応援要請

- ・県に応援を要請し、物資配布、調査票入力、物資運搬、住家調査等について人員の派遣を受けたほか、応援協定に基づき、柏市からの給水車派遣などの支援を受けた。
- ・県、東京電力、経済産業省、国土交通省、自衛隊からリエゾンが派遣され、各関係機関との連絡調整を担った。
- ・受援を積極的に活用するノウハウがなく、有効に支援を受けることができなかった。

⇒ 支援を受けられる事項を確認し、職員が担わなければならない部分と受援により対応する部分を区分するなど、受援計画を見直し

② 消防の広域応援要請 ※該当なし

③ 自衛隊の災害派遣

- ・県災害対策本部が災害派遣を要請した給水支援業務、倒木除去業務や屋根の修復支援などについて、本市では約1,600人の派遣を受けた。
- ・屋根の修復支援については、福祉班が対象となるブルーシート展張案件を仕分けし、応援職員等が現地への案内を行った。
- ・入浴支援や道路啓開など、支援を要請したが対応不可とされた案件があった。
- ・ブルーシート展張については、福祉班の業務量が過重となり、同班が所掌する要支援者対策に支障が生じた。

⇒ 受援に伴い相応の業務負担が生じる場合があることを踏まえ、負担に見合う人員を機動的に配置

(6) 水防 ※検証対象外

(7) 警備・交通・輸送

① 警備計画 ※検証対象外

② 交通規制

- ・土木班において、被害状況を迅速に確認し、関係機関と連携して対応した。

③ 緊急輸送路の確保

- ・大規模な倒木が発生し、各地の道路通行が阻害されたが、施設復旧のための道路啓開、倒木除去については、東京電力と連携して陸上自衛隊による作業も実施された。

④ 緊急通行車両等の確認

⇒ 今回の災害では対応事実はないが、手続等の事前確認が必要

⑤ 緊急輸送の実施

- ・主に公用車により対応したが、外部から輸送された物資等は輸送業者によるものが多くあった。
- ・災害応急業務全般で公用車を使用したため、常態的に不足していた。

⇒ 事前の配車計画や民間車両の借上げを検討

(8) 避難対策

① 避難の指示・勧告

- ・地域防災計画における基準を参考として勧告・指示等が発令され、防災行政無線、安全・安心メール及び防災ラジオにより周知・伝達した。
- ・土砂災害警戒区域内の要援護者については、福祉班が中心となって避難行動の

注意喚起を行ったが、対象者に漏れがあった。

- ・10月25日の大雨の際は市内全域に避難勧告を発令したが、危険とはいえない区域も含まれることとなった。

⇒ 市民の適切な避難行動のため、平時から「避難勧告の受け取り方」を周知

⇒ 市独自の河川に係るハザードマップの整備の検討

⇒ 避難行動要支援者に係る情報を的確に把握する体制を整備

② 警戒区域の設定 ※該当なし

③ 避難誘導

⇒ 今回の災害では対応事実はないが、市職員に係る具体的な対応の検討が必要

④ 避難所開設

- ・市内公民館及びコミュニティセンター小湊を避難所として開設した。
- ・台風19号の際は、避難者の増加に伴い、7箇所を追加開設した。そのうち長狭高校体育館は施設の不具合のため鴨川中学校体育館に変更した。
- ・避難所従事職員から避難者のニーズに対応できなかった点や施設の不具合等について多くの意見が寄せられた。

⇒ 施設の安全性、バリアフリー対応、避難や駐車のためのスペースの確保などの面から開設避難所を見直し

⑤ 避難所の運営

- ・避難者数は最多で981名であったが、滞在期間は長くても3日間であった。
- ・地域防災計画と運営マニュアルに不整合な点があり、プライバシー対策やペット対策で問題があった。
- ・避難者に対してルールを明示できず、対応に苦慮する事例があった。

⇒ 開設期間に応じて適切な体制整備、ルール化を図り、円滑な運営のためのマニュアルを整備

⑥ 避難所設備の整備

- ・公民館では、避難者の要望に応じて適宜スペース・設備等の使用に対応し、体育館では、一部の施設で更衣室等をプライバシー保護のため使用した。
- ・避難所スペースの用途が施設ごとに明確化されていない。
- ・設備等の対応についても、基準が明確化されていない。
- ・停電時にトイレ専用の照明がなく居室用のランプを使用しなければならないなど、物品に不足があった。

⇒ 避難所の運営のためのマニュアルと設備等の整備

## ⑦ 避難者への支援

- ・避難者の食料や必要物資は自身が用意することとしたが、土砂災害警戒情報等、事前の準備ができずに避難しなければならない場合がある。なお、台風19号の際は食料と水を配布した。
- ・避難者の入浴については、地域防災計画では自衛隊による支援を想定しているが、今回の災害では民間ホテルで施設の開放等が行われた。
- ・避難所で生じたごみの処理や施設の清掃について、避難所や避難者によって対応が異なっていた。

⇒ 食料及び物資の配給、施設の清掃等に関する取扱いを事前に検討

⇒ 入浴支援については、長期の避難を余儀なくされる災害の場合は計画に沿って自衛隊等により対応

## ⑧ 要配慮者の避難対策

- ・福祉班を中心に土砂災害警戒区域内の要援護者に対して注意喚起を行い、避難行動の意向を確認したが、対象者に漏れがあった。
- ・台風19号の際は亀田医療大学の協力を得て母子避難所を開設したが、台風接近時の拙速な開設となってしまう、大学側の対応を含めて問題があった。
- ・福祉避難所は6施設を開設したが、避難の長期化に向けた2次避難所は開設していない。
- ・避難行動要支援者に係る個別計画が作成されていない。

⇒ 母子避難所及び福祉避難所を含め、2次避難所の開設方法を検討

⇒ 避難行動要支援者の個別計画を速やかに作成  
※その他①のとおり

## ⑨ 広域避難

- ・台風19号の際は一部避難所が満員となったため他地域の避難所に避難した事例があったが、広域避難は実施していない。

## ⑩ 避難所の集約及び解消

- ・台風15号の際は、避難者1名が自宅に戻ることができず、避難所で避難生活を送った後、市の災害時避難住宅に入居した。
- ・避難所における生活期間中、必要な食料や物資の提供等にその都度対応した。

⇒ 避難者が少数となった場合に早期に市有施設や民間施設へ入居させる仕組みを検討

## (9) 救急・救助・消防

### ① 救助活動

⇒ 今回の災害では対応事実はないが、要救助者、行方不明者の対応の検討が必要

- ② 救急活動 ※検証対象外
- ③ 消防活動 ※検証対象外

## (10) 医療救護

### ① 応急医療救護活動

- ・大規模な停電の発生に伴い、医療支援班において市内医療機関の状況把握と支援を実施した。その際、電話や訪問等により被害状況や対応策を確認した。
- ・在宅の透析患者等については、連絡、訪問等により状況を確認し、継続的な治療等のための支援を行った。
- ・地域防災計画では総合保健福祉会館に救護センターを設置するとされているが、今回の災害では設置に至っていない。
- ・総合保健福祉会館については、保健福祉、子ども子育ての拠点施設であることに加え、災害時に本庁舎の代替施設と位置付けられていることから、救護センターとの併設が困難と考えられる。

⇒ 総合保健福祉会館へ設置する計画の救護センターについては、設置施設を再検討

### ② 医薬品・医療用資器材等の確保

- ・市立国保病院において、停電から5日目となる9月13日に電源車が配備された。
- ・東京電力の検証によると、電源車の配備の体制が不十分であったことが指摘されている。

⇒ 停電発生時、直ちに東京電力へ電源車の派遣を要請するとともに、施設側でも受電設備を確認し、速やかに受電できる環境を整備

### ③ 被災者等の健康管理

- ・今回の災害では避難所において傷病者の発生がなかったため、救護等は実施していないが、市役所4階に設置した休憩所において、利用者の健康相談や体調不良者の救護等に当たった。
- ・停電の長期化に伴い、熱中症予防の注意喚起を行った。
- ・千葉県から精神保健福祉士の派遣を受け、住民向けのこころの相談を実施した。

## (11) 防疫・清掃

### ① 検病調査・健康診断 ※該当なし

### ② 防疫活動 ※該当なし

### ③ 避難所における衛生管理

- ・台風19号の際、インフルエンザ予防を目的として保健師が各避難所を巡回し、手指消毒剤やマスクの配布、感染予防のポスター掲示による注意喚起を行った。

#### ④ 保健活動

- ・医療支援班が福祉班と連携して被災者を巡回し、安否確認、健康状態の把握や指導を実施した。
- ・巡回にあたっては、千葉県へ保健師の派遣要請を行い、群馬県、川崎市及び神奈川県から保健師等の派遣を受けたが、業務量や受援方針によるものではなく、他機関の情報を受けて対応したものであった。
- ・総合保健福祉会館の停電により各種システムが稼働できず、巡回の対象とする要援護者の名簿の出力に日数を要した。
- ・要援護者の支援については、医療支援班が主に担当したが、福祉班の本来業務であり、医療支援班の本来業務が制約された。

⇒ 総合保健福祉会館におけるシステムの停電対策

⇒ 被害状況に応じた受援要請のための準備

#### ⑤ 食品衛生対策 ※該当なし

#### ⑥ し尿の処理

- ・避難所でのトイレは、停電による断水や浄化槽の停止があったものの、使用可能であった。
- ・衛生センターでは、停電中はし尿の処理ができなかった。
- ・住家や市施設においてもトイレが使用できない地域があった。
- ・停電及び断水が長引いた場合には、避難所だけでなく、一般の住家や市施設においてもトイレの使用に支障が生じる可能性がある。

⇒ 仮設トイレの設置までの間、簡易トイレにより対応するため、避難所における備蓄を計画

#### ⑦ ごみの処理

##### (清掃センターにおける停電等の対応)

- ・台風 15 号の際は、清掃センター進入路に大規模な倒木が発生し、職員が啓開作業を実施した。
- ・停電中は非常用発電機により計量器を稼働させてごみの持ち込みに対応した。焼却処理やピットへの投入はできず、一時的に資源ごみのストックヤードに貯留した。電源復旧までの間、電源車 3 台が配備されたものの、電源周波数に違いがあり、1 炉の稼働にとどまった。
- ・電源車の周波数が合わず、施設の稼働に十分な電力を確保できなかった。
- ・電源車の稼働には継続的に燃料の補給が必要となる。

⇒ 燃料の調達先の確保

##### (ごみ収集)

- ・一時的に不燃ごみの収集を停止した。天津小湊清掃センターでは、倒木の影響で持ち込みを一定期間中止した。
- ・可燃ごみについては、外部搬出を継続的に実施した。

⇒ 災害時におけるごみの収集・処理に係る計画の策定

(可燃ごみの外部搬出)

- ・稼動している民間処理業者と直接交渉し、大部分を外部搬出処理できたが、県と処理業者との災害時協定に基づいて行われたものも一部あった。これは、県からの照会に回答することで実現したが、発災から1週間を要した。

⇒ 県に対して早期の受援を積極的に要請

(災害廃棄物対応)

- ・仮置場を設置して受入れを行った。受入れに係る業務は、環境班だけでなく他班からの応援を受けて実施した。
- ・仮置場を緊急に設置することは困難である。
- ・今回の設置場所は不便であるとの意見も寄せられた。
- ・災害ごみの受入れは、多くの職員により対応した。また、便乗ごみと見られるものも多く、対応に苦慮した。

⇒ 平時に複数の仮置場を選定し、発災後、直ちに受入れができる体制を整備

⇒ 早期の受援や災害ボランティアとの連携を準備

⇒ 災害ごみの受入れのルール等に係る住民向けの啓発

⑧ 障害物の除去

- ・道路については、被災状況を確認して復旧のための措置を講じた。
- ・台風15号の際は、国土交通省から緊急災害対策隊1名の派遣を受け、道路啓開計画の策定支援を受けた。

⑨ 動物対策

- ・台風15号の際は停電により家畜の死亡があったが、所有者により適正処理された。
- ・避難所では、ペットスペースを指定しておらず、持込みは認めなかったため、ペットの同行避難に対応できなかった。

⇒ 避難所の設置方法の見直しにあたり、同行避難が可能な施設を設置

(12) 食料・飲料水・生活必需品等の供給

① 食料の供給

- ・避難者への食料の配布は、台風19号のみ実施した。
- ・台風15号の際は、停電により自炊できず、市内の店舗からも食料等が一時なくなったため、公民館等で配布した。
- ・物資の配布には各班から多数の応援職員が従事したほか、県から職員の派遣を受けた。

- ・市中の店舗で商品が入手可能となってからも物資の配布が継続され、他の災害応急業務があるにもかかわらず、多くの職員が従事することとなった。

⇒ 配布期間や配布場所を状況に応じて短縮・縮小

⇒ 市民への配布以外の応援物資の処分方法の検討

## ② 給水

- ・倒木等による施設損壊や停電によるポンプの停止により、多くの地域で断水が発生した。
- ・浄水施設については早期の復電や非常用発電設備の設置等により大きな影響はなかった。
- ・断水期間中は、受援による給水車を含め臨時給水所を設置して給水を行ったほか、医療福祉施設に給水した。
- ・水道班では非常用発電設備への燃料補給に多くの人手を要し、人員の不足が生じた。
- ・今回の災害での受援は県内の水道事業体によるものであり、広域的な災害の場合は援助を受けられない可能性がある。

⇒ 広域的な災害時の給水の確保

## ③ 生活必需品の供給

- ・多くの住家の屋根が被害を受け、大量のブルーシート・土嚢袋が必要となり、市の備蓄品に加え、千葉県等から提供を受けて被災者に配布した。
- ・ブルーシート等の救護物資は文化体育館で受け入れ、荷下ろしや配布場所への移送は職員が行ったが、重量があることや搬入時間が夜間となる場合があった。
- ・個人からの寄附の申し出が多く寄せられ、この対応が大きな負担となった。
- ・物資の内容や数量等の情報が正確に共有されていなかった。

⇒ 物資受入拠点から配布場所への移送については、大量であれば配送業者の活用やフォークリフト等の調達を検討

⇒ 作業の効率化のため、外部に支援を要請する際は内容や数量を具体的にするほか、個人の寄附の受入を原則として停止

⇒ 庁内で支援物資の在庫等を確認できる環境の整備

## (13) 行方不明者の捜索・遺体の処理

① 行方不明者の捜索 ※該当なし

② 遺体の処理

③ 遺体の埋火葬

⇒ 今回の災害では対応事実はないが、遺体安置所の選定、設備等の準備が必要

## (14) 被災住宅対策

### ① 応急仮設住宅

- ・今回の災害は全壊2棟、大規模半壊3棟であり、応急仮設住宅の建設を行う規模には至らなかった。
- ・自宅での居住が困難な被災者については、市の災害時避難住宅への入居手続きを実施した。

### ② 住宅の応急修理

- ・今回の災害では、知事の委任を受け、市が実施することとなった。
- ・本庁舎内に被災住宅支援窓口を設置し、県及び広島市から職員の派遣を受けたが、県の都合が優先され、市の希望が反映されなかった面がある。
- ・応急修理については、修理を実施する事業者が不足しており、未だ相当数の未処理事案がある。
- ・災害救助法に基づく応急修理の対象とならない一部損壊については、一部が県補助の対象とされたが、県補助の対象がわかりづらく、事務も煩雑であるため、職員の大きな負担となっている。さらに、派遣を受けた県職員による対応に苦情があり、その対応も市職員の負担となった。

⇒ 応急修理に係る業務は、当分の間、継続 ※地域防災計画外

⇒ 県への職員派遣要請にあたっては、制度を理解した上で適切に実施

### ③ 被災宅地の危険度判定

- ・今回の災害では、知事の委任を受け、市が実施することとなったが、危険度判定を要する被災宅地がなく、実施に至らなかった。
- ・空家となっている建物からの飛散物による被害等があり、確認に多くの時間を要した。

⇒ 建物の多くが所有者特定に時間を要することから、平時から空家対策を進めておくことが必要 ※地域防災計画外

## (15) 文教対策及び労働力の確保

### ① 災害発生時の対応

- ・台風15号の際は臨時休校を決定し、関係者へメールにより連絡した。
- ・台風19号の際は学校体育館を避難所として追加開設したが、避難者の誘導に混乱はなかった。
- ・10月25日の大雨の際は学校に留まることが安全と判断し、一斉下校は行わないこと、保護者の迎えで下校できることをメールで連絡し、柔軟に対応した。

### ② 応急教育活動

- ・停電中は休校とした。学校施設の被害も学校の運営に支障を生ずるものではなかった。

### ③ 応急保育

- ・台風 15 号の際は、一部保育園で園舎の屋根が破損したほか、窓ガラス等の小規模な被害があり、全施設において保育可能な部屋で応急保育を実施した。
- ・停電中は冷房を使用できず、子どもの健康状態に不安が生じた。
- ・給食については、食事と飲み物を持参してもらうこととした。
- ・トイレは給水所の水を調達して流すなどの対応を行った。

⇒ 災害時においても保育を継続する必要があるため、非常用電源など必要な資機材や備蓄食料等を整備

### ④ 労働力の確保 ※検証対象外

## (16) ライフライン施設等の応急・復旧計画

### ① 上水道施設

- ・台風 15 号・19 号では大規模な断水が生じたが、非常用発電設備で対応した。
- ・10 月 25 日の大雨では、東町浄水場に泥水が浸入して送水不能となり、復旧作業を実施した。

### ② ガス施設 ※検証対象外

### ③ 電力施設 ※検証対象外

### ④ 通信施設 ※検証対象外

### ⑤ 道路・橋梁

- ・道路については、被災状況を確認して復旧のための措置を講じた。
- ・台風 15 号の際は、国土交通省から緊急災害対策隊 1 名の派遣を受け、道路啓開計画の策定支援を受けた。

### ⑥ 公共施設

- ・各班が所管施設の被災状況を速やかに把握し、災害対策本部に報告を行ったほか、応急措置や安全確保措置を講じた。

### ⑦ 鉄道施設 ※検証対象外

## (17) ボランティア活動への対応

### ① ボランティア団体への要請

- ・台風 15 号の際、災害ボランティアのニーズはブルーシート展張、倒木処理が多く、これらの対応の多くは一般のボランティアではなくプロボノ（専門技術を有する技術系ボランティア）や自衛隊が対応した。
- ・台風 15 号の際、福祉班が社会福祉協議会に要請し、ボランティアセンターを設置した。
- ・10 月 31 日にボランティアセンターを閉鎖し、以後は社会福祉協議会が被災者生活サポートセンターを設置し、NPO 法人とともに対応していくこととなった。

- ・ボランティアの活動当初は災害廃棄物の集積場所がなく、活動に支障を来した。
- ・ニーズの多くがブルーシートの展張であり、一般ボランティアによる対応ができなかった。

⇒ ボランティア活動に係る支援人材の確保が極めて有効であることから、支援要請の方法を準備

⇒ 地域内で活動できるボランティア人材を育成していくことが課題

⇒ ボランティアによる災害ごみ等の片付けが早期に行われるため、平時から仮置場を選定

## ② ボランティアへの対応

- ・ボランティアセンターは、当初、総合保健福祉会館に設置したが、旧主基小学校に移転した。
- ・総合保健福祉会館は駐車場のスペースが十分でないなど、ボランティアセンターを設置する上で問題があった。
- ・市の災害対策本部とボランティアセンターの間で情報共有、連絡が十分でなく、双方の活動に支障を来した。

⇒ ボランティアセンターの設置場所を再検討

⇒ 市とセンターとの連携のための仕組みづくり

## (18) 要配慮者への対応

### ① 要配慮者の安全確認

- ・福祉班を中心に土砂災害警戒区域内の要援護者に対して注意喚起を行い、避難行動の意向を確認した。
- ・台風 19 号の際は、福祉避難所として 6 施設を開設した。

⇒ 避難行動要支援者に係る情報を的確に把握する体制を整備

※その他 (8) ⑧のとおり。

### ② 要配慮者への支援

- ・今回の災害は避難所での滞在期間が短く、二次避難所としての福祉避難所の設置や避難所への専門家訪問は実施していない。
- ・台風 19 号の際は、インフルエンザ予防を目的として保健師が各避難所を巡回し、体調不良者の把握や相談等を行った。

### ③ 福祉仮設住宅の供給 ※該当なし

### ④ 福祉施設入所者等への対策

- ・台風 15 号による停電の際、機能維持に必要な電力を確保できない社会福祉施設への電源車の手配に対応した。

⑤ 外国人に対する支援

- ・市民生活班において外国人が必要とする災害関連情報を英語に翻訳するとともに、やさしい日本語でも表記し、ホームページ等で情報提供を行った。
- ・中国語、ベトナム語への翻訳をボランティアに依頼し、同様に情報提供を行った。

(19) 孤立対策

① 孤立地区の確認

- ・台風 15 号の際、倒木等により市内 5 か所が一時孤立状態となり、職員が各集落に食料、水を持参して安否確認を行った。
- ・いずれも徒歩での移動が可能であり、完全な孤立状態にはなっていなかった。

② 救助、救出 ※該当なし

③ 集団避難 ※該当なし

④ 緊急支援物資の確保・搬送

①のとおり

(20) 在港船舶対策 ※検証対象外